

令和4年度 学校体育施設夜間開放事業実施要項

1. 学校体育施設開放事業について（以下、開放事業）

身近に利用できる学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に対し、市民スポーツの普及振興を図ることを目的に本事業を実施いたします。

開放日：平日 月～金（祝日を含む）20:00～22:00（準備・片付けを含む）

※22:00には消灯します。消灯後は、学校敷地内及び周辺から速やかに退出しましょう。

（GW・お盆・年末年始はお休みとなります。）

2. 使用料徴収について

- | | | |
|-------------|--------|-------------------------|
| (1) 体育館（全面） | 1時間あたり | 550円（電気使用料）+600円（施設使用料） |
| (2) 運動場（全面） | 1時間あたり | 2,100円（電気使用料+施設使用料） |
| (3) 武道場 | 1時間あたり | 体育館の1/2額 |

3. 団体登録の手続き

登録申請期間

令和4年1月17日（月）～2月18日（金） 8:30～17:15（祝日を除く）※期間厳守

※登録申請期間厳守です。登録申請期間を過ぎると調整会議終了後まで申込みできません。

調整会議

団体の希望（学校・曜日等）が重複した場合は、調整会議において団体代表者同士で話し合いの上、決定いたします。

- (1) 登録は本市に在住又は在勤在学の10人以上（武道場利用の場合は5人以上）で構成する団体で、令和4年4月1日現在満18歳以上（高校生の方は除く）であること。

※団体は過半数が満18歳以上（高校生の方は除く）の市内在住又は在勤の人で構成され、かつ、満18歳以上（高校生の方は除く）の者を代表としていること。

※開放事業の利用は登録している方のみです。

※実際にプレーをしないコーチやマネージャー等も団体登録が必要です。

- (2) 団体への登録は、1人1団体限りとする。ただし、種目が異なる場合はこの限りでない。
- (3) 原則として施設の利用は週1回とする。
- (4) 施設の利用は原則半面とする。
- (5) 開放事業を利用するすべての者は、スポーツ安全保険に加入すること。
- (6) 登録事項に変更があるときは、所定の様式により速やかに変更事由を申し出ること。
- (7) 開放事業はアマチュアスポーツを目的とした者に限定し、参加料、受講料等を受け取るような教室等を目的として使用してはならない。
- (8) 3カ月連続で利用の無い団体は、登録を取り消す場合もあります。
- (9) 年間団体登録申請は、必ず登録メンバーで行う事。いかなる理由があっても他の団体メンバーでの代理申請を禁止します。

4.登録制限競技

体 育 館

ハンドボール・フットサルについては、以下の学校において利用可能となります。

【普天間第二小・大山小・長田小・宜野湾小・普天間中・宜野湾中】

※ゴールポストは団体で持ち込み・持ち帰り(学校により貸出可能。事前にご確認ください)

運 動 場

夜間の野球については、利用可能な照明照度を満たしていないため、不可となります。

5.施設利用の手続き

- (1) 学校体育施設開放利用許可申請書(様式第3号)を記入後、利用予定日7日前までに毎月窓口へ提出し、利用許可証を受け取る。※令和2年度より申請書の押印不要。
- (2) 使用料は施設使用の前日までに金融機関へ納付。
- (3) 毎月、月初めの使用に際し許可証を管理指導員に提示する。
- (4) 申請後、自己都合によるキャンセルについては、利用日の3日前までに担当課へ連絡した場合のみ使用料の還付若しくは翌月への繰り越し(年度内に限る)をいたします。それ以外は返金できませんのでご注意ください。
- (5) 毎月の利用申請は、必ず登録メンバーで行うこと。いかなる理由があっても、他の団体メンバーでの代理申請を禁止します。

6.施設が利用できないとき

- (1) 学校行事等が催されるとき。
- (2) 自然災害(台風等)により市長もしくは学校長が危険と判断した場合。
- (3) その他市長もしくは学校長が開放を認めない場合。
- (4) 施設の破損や運動場のコンディション等、管理指導員が利用できないと判断した場合。

7.注意事項

- (1) 利用の際は管理指導員の指示に従うこと。
- (2) 利用後は施設を原状回復しゴミを持ち帰ること。
- (3) 利用時間を厳守し、終了後は学校敷地内から退去すること。
- (4) 施設を破損した場合や怪我をした場合は、団体責任者は直ちに管理指導員に申し出ること。
また、施設を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (5) お子様連れの場合、夜9時以降の同伴はご遠慮ください。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に協力すること。

8.禁止事項

- (1) 施設の又貸しは行わないこと。
- (2) 学校の備品(製氷機・洗濯機等)の利用は禁止です。
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼしたり、施設を故意に損傷させるようなこと。
- (4) 校内での飲酒・喫煙・水浴び・近隣住民への迷惑行為・排水溝への泥落とし。
- (5) 消耗品等(ボール・ネット等)は、施設内に置かないこと。

9.その他

- (1) 原則として、利用に必要な用具（ボール・ネット等）については、各団体で用意すること。
- (2) 利用団体は4月にトイレットペーパー（12ロール）を管理指導員へ提出してください。

施設の利用に際し、団体としてふさわしくない行為等があったと認められる場合は、登録を取り消します。

以上、すべての項目に同意いただける団体のみ学校体育施設夜間開放利用を許可します。
また、以下の同意書に記入し、キリトリはせずに（受付担当者の割り印を押印します）窓口までお持ちください

お問い合わせ

宜野湾市教育委員会 観光スポーツ課 スポーツ振興係（宜野湾市役所2階）
TEL：098-893-4432 FAX：098-893-4410 8:30～17:15（土日祝日を除く）

同意書

（申請者控え）

- 以上のすべての項目に同意し、施設利用に際し内容を遵守します。

令和4年 月 日

団体名

代表者名

（キリトリ）

印

同意書

（生涯学習課控え）

- 以上のすべての項目に同意し、施設利用に際し内容を遵守します。

令和4年 月 日

団体名

代表者名